

議 事 日 程 第 6 号

令和6年9月27日（金）午前10時開議

（決算特別委員長報告）

- | | | |
|-------|--------|------------------------------|
| 日程第 1 | 認第 1 号 | 令和5年度米沢市一般会計歳入歳出決算 |
| 日程第 2 | 認第 2 号 | 令和5年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第 3 | 認第 3 号 | 令和5年度米沢市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第 4 | 認第 4 号 | 令和5年度米沢市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第 5 | 認第 5 号 | 令和5年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第 6 | 認第 6 号 | 令和5年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第 7 | 認第 7 号 | 令和5年度米沢市物品調達費特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第 8 | 認第 8 号 | 令和5年度米沢市南原財産区費特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第 9 | 認第 9 号 | 令和5年度米沢市三沢東部財産区費特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第10 | 認第10号 | 令和5年度米沢市山上財産区費特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第11 | 認第11号 | 令和5年度米沢市水道事業会計決算 |
| 日程第12 | 認第12号 | 令和5年度米沢市下水道事業会計決算 |
| 日程第13 | 認第13号 | 令和5年度米沢市立病院事業会計決算 |
| 日程第14 | 議第116号 | 令和5年度米沢市水道事業会計剰余金の処分について |

（総務文教常任委員長報告）

- | | | |
|-------|--------|---------------------------|
| 日程第15 | 議第102号 | 米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正について |
|-------|--------|---------------------------|

（民生常任委員長報告）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第16 | 議第103号 | 山形県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第17 | 議第104号 | 米沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議第105号 | 米沢市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議第117号 | 米沢市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第20 | 請願第 5号 | （仮称）栗子山風力発電事業の白紙撤回を求める請願 |

(産業建設常任委員長報告)

- 日程第21 議第106号 財産（ロータリ除雪車）の取得について
日程第22 議第107号 米沢市道路占用料徴収条例の一部改正について
日程第23 議第108号 米沢市都市公園条例の一部改正について
日程第24 議第109号 市道路線の認定について

(予算特別委員長報告)

- 日程第25 議第110号 令和6年度米沢市一般会計補正予算（第4号）
日程第26 議第111号 令和6年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
日程第27 議第112号 令和6年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
日程第28 議第113号 令和6年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計補正予算（第1号）
日程第29 議第114号 令和6年度米沢市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第30 議第115号 令和6年度米沢市下水道事業会計補正予算（第1号）

- 日程第31 発議第 3号 （仮称）栗子山風力発電事業の白紙撤回を求める請願に基づく意見書の提出について
日程第32 発議第 4号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について
日程第33 発議第 5号 米沢市議会基本条例の一部改正について
日程第34 発議第 6号 米沢市議会委員会条例の一部改正について
日程第35 発議第 7号 米沢市議会会議規則の一部改正について
日程第36 議員派遣について

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

議事日程第6号と同じ

~~~~~

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番 佐野洋平 議員 2番 成澤和音 議員

3 番	高 橋 千 夏	議員	4 番	関 谷 幸 子	議員
5 番	高 橋 英 夫	議員	6 番	高 橋 壽	議員
7 番	小 久 保 広 信	議員	8 番	影 澤 政 夫	議員
9 番	山 村 明	議員	10 番	堤 郁 雄	議員
11 番	植 松 美 穂	議員	12 番	古 山 悠 生	議員
13 番	島 貫 宏 幸	議員	14 番	木 村 芳 浩	議員
15 番	相 田 克 平	議員	16 番	遠 藤 隆 一	議員
17 番	太 田 克 典	議員	18 番	我 妻 徳 雄	議員
19 番	山 田 富 佐 子	議員	20 番	佐 藤 弘 司	議員
21 番	鳥 海 隆 太	議員	22 番	島 軒 純 一	議員
23 番	齋 藤 千 恵 子	議員	24 番	工 藤 正 雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	近 藤 洋 介	総 務 部 長	神 保 朋 之
企画調整部長	遠 藤 直 樹	市民環境部長	佐 藤 明 彦
健康福祉部長	山 口 恵美子	産 業 部 長	安 部 晃 市
建 設 部 長	吉 田 晋 平	会 計 管 理 者	本 間 加代子
上下水道部長	安 部 道 夫	病院事業管理者	渡 邊 孝 男
市 立 病 院 事 務 局 長	和 田 晋	総 務 課 長	高 橋 貞 義
財 政 課 長	土 田 淳	政策企画課長	伊 藤 尊 史
教 育 長	佐 藤 哲	教育管理部長	森 谷 幸 彦
教育指導部長	山 口 博	選挙管理委員会 委 員 長	玉 橋 博 幸
選挙管理委員会 事 務 局 長	竹 田 好 秀	代表監査委員	志 賀 秀 樹
監 査 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 雄 樹	農業委員会会長	小 関 善 隆
農 業 委 員 会 事 務 局 長	柴 倉 和 典		

出席した事務局職員職氏名

事務局 長	栗 林 美佐子	事務局 次 長	細 谷 晃
議事調査主査	曾 根 浩 司	主 任	齋 藤 舞 有
主 事	戸 田 修 平		

午前１０時００分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第6号により進めます。

.....

日程第１ 認第１号令和５年度米沢市一般 会計歳入歳出決算外１３件

○相田克平議長 日程第１、認第１号令和５年度米沢市一般会計歳入歳出決算から日程第14、議第116号令和５年度米沢市水道事業会計剰余金の処分についてまでの議案14件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、決算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

決算特別委員長17番太田克典議員。

〔決算特別委員長１７番太田克典議員登壇〕

○１７番（太田克典議員） おはようございます。

御報告申し上げます。

去る８月30日の本会議において当委員会に付託されました案件は、認第１号から認第13号までの認定案件13件及び議第116号の議決案件１件であります。

当委員会は、議会日程に従い、10日から13日までの４日間にわたり、委員会室において、各委員出席の下、当局から監査委員、病院事業管理者ほか関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

審査に当たっては、認第１号から認第13号まで及び議第116号の付託案件を一括議題とし、当局から各会計の歳入歳出決算概要について説明を受け、続いて、これに対する総括質疑を行い、その後、認第１号令和５年度米沢市一般会計歳入歳出決算の歳出から順次審査を行いました。

なお、各会計決算の内容については、令和５年

度米沢市歳入歳出決算書のほか、関係附属資料等で全議員御承知のことと存じますので、その詳細については省略し、総括質疑及び各会計決算審査の中でありました質疑等の主なものを取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、総括質疑では、委員から、本市では、市税の滞納処分の執行停止及び不納欠損処理に関する取扱要領は作成しているか。また、作成している場合、ホームページに掲載するなどし、周知を図る考えはあるかとの質疑があり、当局から、納税課で、ある程度の基準を定めており、それに基づいて執行停止や不納欠損処理を行っている。また、この基準は納税課で執行停止等を行う際の内規であり、今のところ公開する考えはない。執行停止や不納欠損処理は、滞納者にとって納税の緩和措置となることから、現在の担税力に沿って生活を窮迫に陥らせることのないように、また将来の納税につなげられるように、納税折衝等を通して適切な運用を心がけていきたいとの答弁がありました。

次に、一般会計歳入歳出決算のうち、歳出について申し上げます。

まず、第１款議会費については、質疑はありませんでした。

次に、第２款総務費では、委員から、本市のLINE公式アカウントに通報機能が追加され、市民の方から、道路の損傷などについて写真や位置情報とともに通報を受けられるようになったが、利用状況はどうか。また、窓口や電話で対応する職員の負担軽減を図ることが目的にあったと思うが、それは達成されたかとただされ、当局から、令和４年12月からLINEの通報機能の運用を開始し、利用件数は、令和４年度は７件、令和５年度は67件であった。通報機能の導入によって、電話での問合せが減ったほか、道路パトロールでは気づけない小さな損傷を発見することができ、きめ細やかな対応が可能となり、道路維持に貢献しているとの答弁がありました。

また、委員から、選挙管理委員会において総合的な判断をした結果、昨年度の米沢市長選挙では、選挙期日当日の投票所を閉じる時刻を1時間繰り上げ午後7時までとし、遠隔地7か所については午後6時までとすることになった。米沢市長選挙についてどのように総括しているかとただされ、当局から、昨年度の米沢市長選挙では、投票所を閉じる時刻を1時間繰り上げたが、混乱や苦情もなく、投票率は63.12%となり、その前の市長選挙の60.57%より2.55%高くなった。投票管理者や立会人の方からは、1時間早くなり負担が軽減されたという声もあった。この結果を受け、今後は、国政選挙も含め、投票所を閉じる時刻を1時間繰り上げることにについて、選挙管理委員会に諮った上で進めていきたいとの答弁がありました。

このほか、地域おこし協力隊制度について、ふるさと応援寄附金制度推進事業等について、種々質疑・要望がありました。

次に、第3款民生費では、委員から、置賜成年後見センターでは、専門の職員が対応しているとのことだが、令和5年度は何名が配置されていたのか。また、相談件数に対して職員の数は足りているのかとただされ、当局から、置賜成年後見センターを令和4年度に設置し2年が経過したが、制度の周知を図りながらニーズの掘り起こしを進めてきたことで、少しずつ地域の方々に認知されてきており、相談件数は昨年度より大分増加している。令和5年度は社会福祉士3名体制だが、今後ますますニーズが増えると考えており、状況を見ながら検討していく必要があるが、この事業は、置賜定住自立圏構想の中で実施していることから、他の置賜2市5町での実態や状況等を把握し、検討することになると考えているとの答弁がありました。

このほか、ひきこもりサポート事業について、民生委員・児童委員事業等について、種々質疑・要望がありました。

次に、第4款衛生費では、委員から、産後ケア事業について、令和5年度までに全ての類型を開始したとのことだが、利用者のニーズはどのように把握しているかとの質疑があり、当局から、令和5年度の産後ケア事業の利用件数は、委託医療機関に入所する短期入所型が8件、助産師が訪問する居宅訪問型が4件、本人が委託医療機関等に通う通所型が22件となっている。利用の動機として、短期入所型は産後の休養、自宅での育児への不安、協力者不足などがあり、利用者へのアンケートの結果では、利用の動機が改善されたという回答がほとんどだったことから、成果があったと考えている。今後もアンケートの結果を見ながらニーズを把握し、サービスの提供につなげていきたいとの答弁がありました。

また、委員から、平日夜間・休日診療所について、すこやかセンターの隣から市立病院内に移行したが、移行後の患者数の状況はどうかとの質疑があり、当局から、平日夜間については、移行前に市立病院や三友堂病院などで救急受付をしており、その数から考えて、市立病院に統一された後は平均で1日30人程度の患者数になると予想していたが、実際には平均で1日10人以下となっている。一方で、休日については、移行後の12月がインフルエンザの流行時期と重なったこともあり、小児科・内科を中心に大変混雑し、御迷惑をおかけしたこともあったが、今のところ平均で1日40人程度となっているとの答弁がありました。

このほか、もくいくひろばの利用状況について、プラスチック容器包装等のリサイクル率等について、種々質疑・要望がありました。

次に、第5款労働費では、委員から、若者の地元定着に関して、高校生や大学生が、どういった理由で就職先や進学先を選んだかという情報を把握しているか。そういった情報を定量的なデータとして積み重ね、商工課だけでなく、市内事業者には高校生や大学生の就職先や進学先の傾向が

見える化することは、とても重要なことだと思うがどうかとただされ、当局から、市内の高校の進路指導の先生や校長先生とは定期的にお話しさせていただいており、全国で活躍したい、地元に残って貢献したいという様々な生徒の思いは聞いているが、その詳細の分析については学校ごとに取組の内容が異なっており、定点での数値化は難しいと考えている。最近では、高校や大学の先生と地元企業との交流会を開催し、先生や生徒に企業をよく知っていただく取組も行っている。本市としては、このような取組をしながら、米沢市に愛着を持ち、米沢市に貢献していただける人材を増やし、また県外に出た方にも将来的に戻ってもらえるようにしたいと考えているとの答弁がありました。

このほか、米沢市人材確保定着促進事業について、労働者生活安定資金貸付金について、種々質疑・要望がありました。

次に、第6款農林水産業費では、委員から、航空レーザー測量結果が史跡の地理的特性や地形の読み取りに役立っているとのことだが、これまでの測量データの活用状況はどうか。また、オープンデータにするなど、市民がデータを活用できるようにする考えはあるかとの質疑があり、当局から、航空レーザー測量結果は、主に森林の解析や森林境界素図の作成において活用しているが、航空レーザー測量結果が生かせる場合は、幅広く提供し、活用いただきたいと考えている。また、オープンデータ化については今後検討したいとの答弁がありました。

このほか、有害鳥獣対策事業について、多面的機能支払事業費交付金等について、種々質疑・要望がありました。

次に、第7款商工費では、委員から、観光関連の方のお話では、本市に宿泊する外国人観光客が少ないと聞いている。令和5年度は、外国人観光客の入り込み数や消費額などの目標はあったかとただされ、当局から、令和5年度は目標を持っ

ていなかった。本市には、台湾の方に多く来ていただいているが、バス・トイレが部屋にあることが一つの条件となっており、市内では、その条件を満たす施設があまり整っていない状況にあるため、宿泊する外国人観光客が少ない状況にある。できるだけ本市で宿泊していただける施設となるよう、民間事業者とも協力しながら進めていきたいと考えており、今後、そういった点も含めて目標を設定したいと考えているとの答弁がありました。

このほか、伝統産業の振興について、米沢ブランド戦略事業等について、種々質疑・要望がありました。

次に、第8款土木費では、委員から、道路維持管理事業において、DX化が課題となっているが、令和5年度の検討状況はどうだったかとの質疑があり、当局から、令和5年度は、カメラを設置した車両を巡回させ、道路の状況を撮影し、その映像をAIが自動解析し、ひび割れや穴を自動検出するシステムの導入を検討したが、約4,800万円の経費がかかることから、費用対効果の面から令和6年度に予算化することが難しく、引き続き研究していくことになったとの答弁がありました。

また、委員から、官民連携まちづくり事業では、東町プラットフォームによる社会実験を実施するとともに、未来ビジョンに基づく実施計画を策定したとある。令和5年度は具体的にどのような社会実験が行われ、何が得られたのか。また、今後この事業は他の地域に水平展開していく考えはあるかとの質疑があり、当局から、東町プラットフォームの社会実験について、令和5年度は、シェアオフィスとして整備したマチスタジオの1階にフリーWi-Fiを取り付け、利用者を増やす取組を行った。また、マチスタジオの1階にこたつを設置し、eスポーツができる環境を整え、東町ストリートこたつを開催し、約1か月間で、子供143名、大人51名、計194名に利用していただ

いた。にぎわいを創出するには経費がかかるため、どのように経費を抑えながらにぎわいを創出していくかが重要だと考えている。まずは、この東町エリアでの取組の効果を検証し、将来的には水平展開していくことも考えていきたいとの答弁がありました。

このほか、ウコギ垣根剪定等の障がい者就労施設等への業務委託について、河川の支障木への対応等について、種々質疑・要望がありました。

次に、第9款消防費では、委員から、避難者コミュニティ支援事業について、令和5年7月9日に開催された今後の暮らし相談会では、どのような相談が寄せられたのか。また、原発避難者特例法に基づく行政支援では、どのような支援を行ったのかとただされ、当局から、今後の暮らし相談会では、電力会社の賠償手続やお子様の進学に関する相談が多かった。原発避難者特例法に基づく行政支援には大きく分けて2つあり、1つ目は、市町村の区域外に避難している住民に対する適切な行政サービスの提供で、ワクチン接種や小児健診など避難者の健康に関する手続への支援が主になっている。2つ目は、住所移転した住民と元の地方自治体との関係の維持で、定期的に福島県と山形県の情報を提供しているほか、交流の場を設けているとの答弁がありました。

このほか、消防団員の充足率や研修について、災害用備蓄用品の更新等について、種々質疑・要望がありました。

次に、第10款教育費では、委員から、スポットクーラーの設置は全中学校で夏場までに間に合ったのか。また、小中学校の体育館は、社会教育施設として市民の方にも活用していただいているが、その場合はスポットクーラーを利用できるのかとただされ、当局から、中学校については、令和5年度中に設置しており、今年度の暑さ対策として活用している。体育館全体を冷やすものではないが、スポット的に体を冷やせることから非常に効果があると学校や子供たちから好評を得

ている。また、現時点では、社会開放においてスポットクーラーを利用することはできないが、今後、要望を伺いながら、利用できるよう方向で準備を進めたいと考えており、あわせて、使用料の設定を検討していきたいとの答弁がありました。

このほか、ICT支援員の業務について、伝国の杜でのインバウンド対応等について、種々質疑・要望がありました。

次に、第11款災害復旧費では、委員から、松が岬公園お濠石積等修繕について、これは経年劣化によるものではなく豪雪による災害と考えてよいか。また、老朽化しているのが分かる樹木が倒れ、災害復旧費で対応するのではなく、しっかり維持管理の中で対応していただきたいがどうかとただされ、当局から、今回のお濠の石積みの修繕に関しては、雪の重みによる石積みの崩落であり、災害であると認識している。突発的な事案は、通常の維持管理の中で対応する場合もあるが、災害に当てはまれば、災害復旧費で対応することになる。また、松が岬公園内にある樹木は老木が多いことから、維持管理の中で巡視をしながら、倒木の危険性のある樹木は伐採するなどの対応を行っており、引き続き、しっかりと維持管理に努めていきたいとの答弁がありました。

次の第12款公債費及び第13款予備費については、質疑がありませんでした。

次に、歳入では、委員から、令和5年度の置賜広域観光案内センターコワーキングスペース使用料は約95万円となっているが、この使用料の目標額とその根拠は何かとただされ、当局から、コワーキングスペースについては、1日平均10人以上という目標を立てている。人数は目標値を超えていたが、滞在時間が短いこともあり、目標額100万円には達しなかった。コワーキングスペースにかかる経費は委託料約250万円であり、本来であれば、この経費を賄う程度の収入を見込みたいところである。今後は、利用者の増加に努めながら、

経費を使用料で賄えるようにしたいと考えているとの答弁がありました。

このほか、森林環境譲与税について、ふるさと応援寄附金等について、種々質疑・要望がありました。

以上が一般会計歳入歳出決算の審査における質疑の主なものでありますが、本案については、意見もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

続いて、特別会計について御報告申し上げます。

初めに、認第2号令和5年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算では、委員から、未就学児の均等割保険料の軽減について、本市としてどのような考え方で実施しているのかとただされ、当局から、未就学児に係る均等割保険料軽減制度については、全世代型社会保障改革の方針についてを踏まえ、子ども・子育て支援の拡充として、令和4年4月1日から施行している。少子化対策の一環として、子育て世帯の経済的な負担を軽減するために実施しているものであり、本来、国の財政負担により、国の施策として統一的に実施されるべきものと考えていることから、引き続き、他市町村と連携を図りながら、対象年齢の拡大及び軽減割合の拡充等について要望していきたいと考えているとの答弁がありました。

このほか、国民健康保険税の税率改正について、出産育児一時金について、種々質疑がありました。

採決に当たっては、委員から、未就学児の均等割保険料の軽減措置については、全国の状況を見ると、自治体独自で全額免除しているところが増えており、さらに年齢についても、未就学児に限らず、中学生や高校生まで拡充している自治体もある。本市の国民健康保険運営協議会において、減額割合に関する意見が委員から出されており、この点はもう少し議論を積み重ね、深めていく必要があったと考えていることから、本決算の認定には反対するとの意見がありましたので、起立採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決

しました。

次に、認第3号令和5年度米沢市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算では、委員から、後期高齢者医療制度において、本市では、加入者のニーズや意見をどのように後期高齢者医療制度に反映させてきたのかとただされ、当局から、広域連合と自治体で業務を分担しており、窓口業務は市町村が担うことになっている。本市の窓口に来ていただいた方から、保険料や保険証などに関する御意見等があれば、それらについては広域連合に伝えており、広域連合で対応していただいた後、必要に応じて本市に報告いただいているところであるとの答弁がありました。

採決に当たっては、委員から、後期高齢者医療制度そのものに反対である。本来、皆保険であれば、年齢で区切るのではなく、負担能力に応じて保険料を決めていくべきであり、少子化の中で負担の分配を考えていかなければならない時代に逆行する制度であると考えていることから、本決算の認定には反対するとの意見。

後期高齢者医療制度の加入者の窓口負担について、一部の方は1割負担から2割負担になり、薬代が高くてとても大変だという声が多く聞かれる。加入者の意見や要望を反映する仕組みがない中で、少なくとも、各市町村の議会から1名を広域連合議会に出せるように定数を増やす必要があると考える。国の制度ではあるものの、国民健康保険運営協議会の場合などを利用し、本市の後期高齢者医療制度の加入者の声をまとめ上げ、それを広域連合に伝えるなど、本市独自の対応を検討していただきたいと考えていることから、本決算の認定には反対するとの意見がありましたので、起立採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認第4号令和5年度米沢市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算では、委員から、認知症初期集中支援業務について、令和5年度の支援人数は1名であるが、この実績についてどのよう

に捉えているかとの質疑があり、当局から、この業務は米沢こころの病院に委託しており、ケース対応の相談に乗っていただいたり、指導を受けたりしている。地域包括支援センターを通して、認知症の方の医療受診や生活に関する相談対応に結びつけるため、病院の医師や看護師を交えてケースの検討をし、認知症の方の自宅に訪問する形で進めている。認知症ということもあり、自宅への介入が困難なケースが多く、支援人数は1人となっているが、今後も地域包括支援センターと連携し、事業を継続していきたいとの答弁がありました。

このほか、介護予防・日常生活支援総合事業について、介護相談員派遣事業等について、種々質疑がありました。

採決に当たっては、委員から、介護サービスを受けている方やその御家族から施設を利用するにも利用料の負担が重いという声を多く聞いており、本市としても、それに応えるような手だてを講じる必要があると考える。第8期の計画である令和5年度では、保険料の引下げの実現には至らなかったことから、本決算の認定には反対するとの意見がありましたので、起立採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認第5号令和5年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計歳入歳出決算では、委員から、食肉センター雷害対策工事について、これは既存の雷害対策の設備が故障したのか、それとも新たに落雷対策として新設する工事なのかとただされ、当局から、もともと食肉センターでは雷害対策を取っておらず、令和4年度に落雷によって電気系統に支障を来したことがあったため、電気回路を保護する回路を新たに設ける工事を行ったところであるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

次に、認第6号令和5年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計歳入歳出決算では、委員から、

全国的な人口減少、インターネットや直売所などの市場外流通によって、取扱量が減少傾向にあるとのことだが、令和5年度はどのような対応をしたのかとただされ、当局から、青果市場における農産物の取扱量は、人口減少等もあり年々少なくなっている。また、年によっては自然災害等で農産物が少なくなることもある。取扱量をどのように増やしていくかについては、毎月の市場運営協議会において検討しているとの答弁がありました。

このほか、予算額に対する執行率について質疑がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

次の認第7号令和5年度米沢市物品調達費特別会計歳入歳出決算から、認第10号令和5年度米沢市山上財産区費特別会計歳入歳出決算までの4案件については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

続いて、企業会計について御報告申し上げます。

初めに、認第11号令和5年度米沢市水道事業会計決算及び議第116号令和5年度米沢市水道事業会計剰余金の処分については、関連がありましたので、一括して審査いたしました。

審査においては、委員から、簡易水道については赤字経営が続いており、監査委員の意見書では、簡易水道料金と上水道料金の統一化など経営改善に向けた検討を期待したいとの意見があるが、簡易水道料金と上水道料金を統一するに当たって課題はあるのかとただされ、当局から、板谷と白布高湯に簡易水道がある。板谷の簡易水道については、上水道料金よりかなり低い設定となっていることや、住民の方が年々減少していることなどを踏まえる必要があり、白布高湯の簡易水道については、浄水場の更新などがあり、それを見据える必要がある。両簡易水道については、それぞれ課題はあるが、今後、料金の統一を検討していきたいとの答弁がありました。

このほか、水道料金の滞納繰越分について、有収率の減少等について、種々質疑・要望がありました。

採決に当たっては、認第11号及び議第116号について、それぞれ採決を行った結果、全委員異議なく、認定・可決すべきものと決しました。

次に、認第12号令和5年度米沢市下水道事業会計決算では、委員から、下水道料金を上げなければ立ち行かなくなる時期が来ると思うが、値上げについて、令和5年度はどのように検討したのかとの質疑があり、当局から、下水道料金については、今年度見直しの検討作業を進めている。数年先の収支を見ると厳しい状況となっており、下水道料金の改定は必要であると認識しているとの答弁がありました。

このほか、下水道の水洗化率について、農業集落排水事業等について種々質疑がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

次に、認第13号令和5年度米沢市立病院事業会計決算では、委員から、令和5年度の市立病院事業会計において不適正な事務処理に至った経緯について質疑があり、当局から、新市立病院開院後、旧病院から移設し使用していた医療機器が故障し、この機器を更新することになった。年度途中で医療機器を購入する際の財源として起債を行うが、医療機器は減価償却期間が短いため、短期の起債を行うことになる。その起債の元金償還が令和5年度末から開始するものがあり、その部分の予算が確保できておらず、流用することになったが、当時、予算に定めのない項間の流用はできないことを失念しており、不適正な事務処理となる流用を行ってしまったとの答弁がありました。

また、委員から、新市立病院の開院や医療機器の急な故障による更新があり、通常とは異なる状況だったと思うが、予算を執行する上でどのような手続を取れば適正な事務処理になったと考え

ているかとの質疑があり、当局から、毎会計年度、3月31日に終了してから2か月の間に決算調製を行っている。その間に、予算の不足する部分は早めに認識しておくこと、それが予算に定めのない項間流用にならないかを早めに確認しておくべきだと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、令和5年度に新市立病院が開院し、市民の方の病院に対する期待や注目度は高い。令和5年度において、医師の確保はどの程度進捗したかとの質疑があり、当局から、令和5年4月1日時点で常勤の医師は40名であったが、その後、新病院の開院に向け、大学医局からの派遣などがあり、開院時には医師は46名となり、今年度もさらに1名増となっている。今後も、大学医局との関係を良好にし、1人でも多く医師を派遣いただけるように、訪問や要請活動を行っていききたいとの答弁がありました。

このほか、新病院開院後の経営状況について、患者1人1日当たり診療収益等について種々質疑がありました。

採決に当たっては、委員から、令和5年度の市立病院事業会計について、1つ目に、計画性と予算管理の問題がある。予算の不足に早期に気づき、適切な対応を行うことが求められる中で、年度末に至るまで問題が放置されていたと認識しており、この点は、計画性と予算管理の面で重大な問題がある。2つ目に、恒常的な会計処理の不備を感じる。高額医療機器の更新に伴い起債した企業債の償還の必要性は正当であっても、地方公営企業法施行令に違反する事務処理が行われたことは、予算の透明性や信頼性を損なうものであり、重大な問題と考える。最後に、再発防止策については不十分さを感じる。対策として、複数人によるチェック体制の整備、年度途中における予算執行管理の強化、公営企業会計の研修会への参加などが提案されているが、これらの対策が実効性を持つかどうかは疑問が残る。今後、予算管理の徹底と会計処理の適正化を図るための改善策がし

っかり講じられることを強く求める。以上の理由から、本決算の認定には反対するとの意見。

今回の監査において、地方公営企業法施行令に違反していると指摘された市立病院事業会計については認定するわけにはいかない。市民が注目する中で、不適正な流用があったとすれば、市民の方々に与える疑念も相当なものである。地方公営企業法第30条に基づいて公表することにより、市民の疑念を払拭し、根本的な対策を講じるなど、今後の再発防止に努めていただきたいことから、本決算の認定には反対するとの意見。

今回の市立病院事業会計に関して、新病院設立に当たり、多忙であり、また転換期であったという部分は考慮するが、法令違反ということであり、地方公営企業法第30条の手続を経て、今回の改善策等を議会に報告し、市民に公表することで、今後の改善につなげていただきたいことから、本決算の認定には反対するとの意見がありましたので、起立採決を行った結果、全会一致で不認定とすべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過の概要と、その結果を申し上げ、委員長報告いたします。

○相田克平議長 ただいまの決算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、認第13号に対し、8番影澤政夫議員から討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

8番影澤政夫議員。

〔8番影澤政夫議員登壇〕

○8番（影澤政夫議員） 市民平和クラブ、影澤でございます。

私は、認第13号令和5年度米沢市立病院事業会計決算についての決算認定に反対の立場で討論いたします。

本案は、本市監査委員による公営企業会計決算

審査により、米沢市立病院事業会計における項間の流用について、地方公営企業法施行令第18条第2項の規定に違反する事務処理が行われていたと指摘されたものであり、この法令違反があった一事をもってしても、本案決算認定は行うべきではないと確信しております。

係る事態に至ったことについての当局の報告によれば、短期借入償還期限を認識していたとしながら、予算の不足に気づいたのが5月の下旬であり、急ぎ資金が必要と認定し、本事務処理を行ったとしています。しかも、その処理については、監査委員の決算審査で指摘されるまで適法と誤認していたとしている点については、恒常的な会計処理の不備すらいま見えるものであり、新病院の開院といった繁忙時期とはいえ、だからこそ適切で迅速な対応を行うことが求められるものであり、計画性や予算管理の面で、重大な瑕疵があったと言わざるを得ません。

日常の運営においては、予備費などの計上額以上に、想定外の高額医療機器の突然の故障に伴う特別損失、起債等の必要性が生じることは、今後も十分起こり得ることではありますが、法令の定めのないことを十分な確認を怠った上、執行された事実は、予算の透明性や市民の信頼を著しく損なう極めて重大な過失と考えます。

今般事案を反省し、当局が提案している再発防止策については、例えば複数人によるチェック体制の整備、年度途中における予算執行管理の強化、公営企業会計の研修会への参加などなど、今までも行われてしかるべきことの列記であり、表面的な対応にとどまっており、根本的な問題解決には至るものではないと感じます。

また、これらの対策が現状発生している事案に照らし、実効性を持つかどうかについても、甚だ疑問が残ります。

以上の理由から、私は令和5年度米沢市立病院事業会計決算の認定は行うべきではないと考えます。

さらに申し上げれば、今後は、予算管理の徹底と会計処理の適正化を図るための具体的な改善策について早急に講じられること、加えて地方公営企業法第30条第8項、これを遵守し、善処されることを強く求めるものです。

私の反対討論は以上であります、最後に、議員各位の賢明なる御判断を心より願うものであります。

○相田克平議長 以上で、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

決算特別委員長報告中、異議のありました認第2号から認第4号まで及び認第13号の議案4件を除く、認第1号、認第5号から認第12号まで及び議第116号の議案10件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第5号から認第12号まで及び議第116号の議案10件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました認第2号から認第4号まで及び認第13号の議案4件について、順次起立により採決いたします。

初めに、認第2号について採決いたします。

認第2号に対する委員長報告は、賛成多数で認定であります。

お諮りいたします。

認第2号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長 起立多数であります。

よって、認第2号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、認第3号について採決いたします。

認第3号に対する委員長報告は、賛成多数で認定であります。

お諮りいたします。

認第3号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長 起立多数であります。

よって、認第3号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、認第4号について採決いたします。

認第4号に対する委員長報告は、賛成多数で認定であります。

お諮りいたします。

認第4号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長 起立多数であります。

よって、認第4号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、認第13号について採決いたします。

認第13号に対する委員長報告は、全会一致で不認定であります。したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

認第13号を原案のとおり認定することに賛成の議員は御起立願います。

〔起立なし〕

○相田克平議長 起立なしであります。

よって、認第13号は不認定と決まりました。

.....

日程第15 議第102号米沢市立学校の 設置等に関する条例の一部改 正について

○相田克平議長 次に、日程第15、議第102号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長12番古山悠生議員。

〔総務文教常任委員長 12番古山悠生議員登壇〕

○12番（古山悠生議員） 御報告申し上げます。

去る8月30日の本会議において当委員会に付託されました案件は、議案1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、17日の午前10時から委員会室において、全委員出席の下、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議第102号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、米沢市立第五中学校を廃止しようとするものであります。

本案に対し、委員から、関小学校の廃校後、サウンディング型市場調査が行われたが、第五中学校跡地の利活用については、今後どのようなスケジュールで進められるのかとの質疑があり、当局から廃校後の施設については、米沢市公共施設廃止後の施設利活用の考え方にに基づき、初めに、本市事業等による利活用、その後に地域団体等による公益目的での利活用といったように段階を踏んで検討していくことになる。第五中学校についてサウンディング型市場調査を実施するかどうかは現時点で決まっておらず、今後必要性を検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、これまで廃校後の小学校施設は地域のコミュニティセンターに管理を委ねていたが、複数の地域にまたがる中学校施設の管理はどのように行っていくのかとの質疑があり、当局から、中学校施設は規模が大きく、コミュニティセンターと隣接していないなど小学校施設とは異なる部分があることから、今後の方向性については、関係課と協議しながら進めていきたいとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案1件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

ます。

○相田克平議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第102号を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。

よって、議第102号は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第16 議第103号山形県後期高齢者医療広域連合規約の変更について外4件

○相田克平議長 次に、日程第16、議第103号山形県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてから日程第20、請願第5号（仮称）栗子山風力発電事業の白紙撤回を求める請願までの議案4件、請願1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長4番関谷幸子議員。

〔民生常任委員長4番関谷幸子議員登壇〕

○4番（関谷幸子議員） 御報告申し上げます。

去る8月30日及び9月6日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案4件、請願1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、18日の午前10時から委員会室において、全委員出席の下、病院事業管理者及び関係部課長並びに請願審査におい

ては参考人及び紹介議員に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議第103号山形県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により被保険者証等が廃止されることに伴い、山形県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第104号米沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の施行並びに児童手当法及び生活保護法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案に対し、とりわけ質疑はありませんでしたが、採決に当たっては、現行の保険証が廃止され、マイナ保険証に一本化されることには反対であることから本案に反対するとの意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第105号米沢市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてであります。本案は、米沢市立病院第1駐車場の供用開始に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第117号米沢市国民健康保険条例の一部改正についてであります。本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、

規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、国民健康保険のマイナ保険証の登録率66.4%に対し、利用率は15.1%と低い理由について質疑があり、当局から、利用率は、登録者のうち、マイナ保険証を利用して医療機関等を受診した割合であることから、数値に乖離があると考えているとの答弁がありました。

また、委員から、マイナ保険証を登録していない、あるいは身体的な理由等で登録が難しい方への対応は、どのように考えているかとの質疑があり、当局から、認知症や障がいのある方などでマイナ保険証の登録が難しい場合、現行の保険証に代わる資格確認書を交付するとの答弁がありました。

採決に当たっては、委員から、マイナ保険証に一本化しなくても、現行の保険証で十分に対応できると考えることから本案に反対するとの意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号（仮称）栗子山風力発電事業の白紙撤回を求める請願についてであります。本請願は、（仮称）栗子山風力発電事業が事業の推進方法に多くの問題点を抱えていることから、事業を白紙撤回すべきであるとして、米沢市長が事業者に対し事業の白紙撤回を求めることのほか、山形県知事や国が事業に関する意見や勧告において、この請願内容を十分に反映することを求め、意見書を提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、参考人及び紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、この請願の提出後に山形県知事が環境影響評価準備書に対する意見を提出したほか、米沢市長が事業者に対し事業の白紙撤回を要求し、さらに、事業者が景観法上必要な手続をせずに風況観測用の作業道を整備したことが本市議会の一般質問で明らかになるな

ど事業を取り巻く状況が変わってきているがどう捉えているかとの質疑があり、参考人から、山形県知事から事業の取りやめを含めた意見を提出していただいたこと、環境影響評価準備書や住民説明会の議事録の公開などに関する事業者の対応が不十分であったため、米沢市長から事業者に対し事業の白紙撤回を求めていること、米沢市に感謝している。また、作業道については、私どもの会で指摘した内容を調べていただき不備が明らかになったものであり、米沢市の対応に感謝しているところであるとの答弁がありました。

また、委員から、本市では環境省の脱炭素先行地域づくり事業への採択を目指しているが、再生可能エネルギーの可能性についてどう考えているかとの質疑があり、参考人から、米沢牛のふんを使ったバイオマス発電のように米沢の自然に合った再生可能エネルギーの活用ができればよいのではないかと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、本市で使用している電気を再生可能エネルギーに切り替えていくためには、大規模な風力発電も必要だと思いかとの質疑があり、参考人から、大型の風力発電については、全てに反対というわけではなく、気候変動対策と生物多様性の保全を両立することが大事であり、生態系・生物多様性に配慮し、地質などの環境を含め、場所や規模を設定することが重要であると考えているとの答弁がありました。

また、委員から、イヌワシの営巣地は特定されているのかとの質疑があり、参考人及び紹介議員から、環境影響評価準備書に対する県知事意見書では、事業実施区域近傍においてイヌワシが営巣している蓋然性が高いとされており、また、日本イヌワシ研究会から県知事に提出された意見書では、風力発電機を設置する計画の尾根一帯がイヌワシの重要な狩り場だと指摘されているとの答弁がありました。

さらに、委員から、既存の板谷の風力発電施設

が今後増設される計画があることについてどう考えているのかとの質疑があり、参考人から、増設計画の規模によっては、環境アセスメントを行うと聞いており、その結果を見てからでないと賛否を判断できないとの答弁がありました。

また、委員から、請願では、風車の建設により環境が変化し、ツキノワグマやイノシシが市街地に出没する可能性があることと記載されているが、ツキノワグマなどは以前から市街地に出没しており、風力発電との因果関係はないと思うがどうかとの質疑があり、参考人及び紹介議員から、風力発電との因果関係は証明できていないが、環境影響評価準備書に対する県知事意見書において、住民から獣害の増加を懸念する意見が寄せられていることから、事業者には、調査・予測及び評価等を行い、住民に説明し理解を得ることが求められており、このような懸念事項についても住民の理解と合意を得ていく過程は重要であると考えているとの答弁がありました。

採決に当たっては、委員から、イヌワシへの影響など、栗子山風力発電事業については懸念する点はあるが、事業者には懸念事項を伝え、計画を改善してもらうことで対応は可能であり、計画の中止を求める必要はないと考える。地球温暖化を止めるために風力発電を推進し再生可能エネルギーを供給してもらいたいことから、本請願を不採択とすべきとの意見。

栗子山風力発電事業については、多様な不安を抱く多くの市民の声に対し、事業者において十分な対応がなされたとは言えず、市民の間では、事業者への不信感や反対の声がいまだに広がっている。市民と共にゼロカーボン社会を実現するためには、丁寧な説明による信頼感の醸成が不可欠であるが、この事業は、その前提条件を満たしているとは言えず、事業中止を求める請願者の願意は妥当であることから本請願を採択すべきとの意見。

再生可能エネルギーの充実は非常に大切ではあ

るが、今回の開発行為は大規模なものであり、自然環境や生態系の破壊が懸念されることから本請願を採択すべきとの意見に分かれましたので、起立採決を行った結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案4件、請願1件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、請願第5号に対し、9番山村明議員から討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

9番山村明議員。

〔9番山村 明議員登壇〕

○9番(山村 明議員) それでは、請願第5号(仮称)栗子山風力発電事業の白紙撤回を求める請願に対しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

日本のエネルギー事情の問題点は、1つ、エネルギー自給率の低いこと、2つ、化石燃料依存度の高さ、3つ、再生可能エネルギーの普及の遅れであります。

日本のエネルギー自給率は、2019年で12.1%で、OECD(経済協力開発機構)加盟36か国中35位です。

2019年の世界の電力消費量は25兆キロワットアワーで、国別電力発電量は日本は4%で、中国、アメリカ、インドに次いで4位でした。2019年で、国別1人当たり電力消費量で、日本は、年間1人当たり7,935キロワットアワーで、カナダ、アメリカ、韓国に次いで世界4位でした。

日本で必要とされるエネルギーの大部分は、海外の資源に依存している状態です。ノルウェー、オーストラリア、カナダは電力を輸出しています。フランス、韓国、スペインは原子力発電が多くを

占めています。エネルギー自給率の向上が必要です。日本は、2011年の東日本大震災後の原子力発電所の稼働停止を火力発電で補いました。

2015年のパリ協定で、日本は、2013年との比較で、2030年までに温室効果ガスを26%削減することになっております。こうした地球温暖化対策において、日本の立場が国際政治に波及することが心配されます。エネルギー資源は世界情勢の影響を受けやすい戦略物資です。

2019年の日本の発電は、石油37.1%、石炭25.5%、LNG22.4%で、化石燃料系で合わせて全体の84.8%です。対して水力発電が3.5%、原子力発電が2.8%に地熱・風力・太陽光発電の再生可能エネルギー発電は合わせて15.1%でしかありません。日本は今、CO₂(二酸化炭素)の排出を削減し、クリーンな再生可能エネルギーに大きく転換していかなければなりません。

電気料金は、2010年から2017年までの比較で、家庭向けが16%の上昇、産業向けで21%も上昇しております。化石燃料を使用する火力発電は資源が輸入頼りのためコストが上がりやすい。原油価格が上がったり為替が円安になってもコストが変わらない再生可能エネルギーの普及をすべきであります。風力発電を増やすことは、理にかなっています。

電気は、送電すると電気抵抗で熱を持ちます。これが電気のロスです。この問題解決のため、学会・業界では、送電の電気抵抗を低減する超電導技術の開発が進められております。近くで発電をして近くで電気を使うのは非常に効率的です。エネルギーの地産地消は、すごく有効なのです。

米沢市の人口は減り続けております。若者の地元雇用の場をどうやって確保していくのか大きな課題です。八幡原中核工業団地は100%の分譲、オフィス・アルカディアも分譲率86.66%と残り僅かになっております。今年の市長を囲む座談会やいろいろな場面で、市長は、インターチェンジ周辺に新しい産業団地の整備に向けた取組を推

進すると掲げておられます。新産業団地には、当然ながら、電気と水と通信インフラなどの供給が必要です。そのためにも、米沢市は企業誘致に備えて、進出企業に電力を供給できる取組をしておかなければなりません。

2011年の東日本大震災時、この周辺では米沢地区だけが停電にならなかった、すばらしいまちであります。

一昨年の大雨によって、米沢をはじめ、置賜地域には深刻な被害をもたらされました。国道121号の崩落やＪＲ米坂線の被害はいまだに復旧のめどが立っていません。今年７月の大雨においては、庄内・最上地方に甚大な被害をもたらし、死者も出ました。まだまだ再建にも時間がかかる見通しです。

今年の元旦に能登地方を襲った地震で被害を受けた方が、先日の大雨によってようやく引っ越したばかりの避難所で被害に遭うなど、近年の大雨は以前の大雨とは様相を大きく変えていると言わざるを得ません。

テレビを見ていたら、ある専門家の方が、日本の山で土砂崩れなどの災害が起きないという山はないという発言をされていました。土砂災害が起る危険があるから建物を建てるなというのは、日本のどこの山にも建物を建てるなということに等しいと言わざるを得ません。きちんと計算し、被害が起きた場合の想定もし、それに備えながら建築を行っていくのが人間の営みだと思います。

もちろん自然環境や貴重な動植物にも配慮すべきと思いますが、絶滅危惧種は、風力発電の建設のために絶滅危惧種になったわけではありません。複合的な理由があると思いますが、一番大きな原因は環境の大きな変化です。地球温暖化によって植生も変わり、餌となる小動物の数の減少など、風力発電所を造らなくても、このまま地球温暖化に対して何も手を打たず放っておくことがその貴重な動植物の絶滅をもたらします。そして、

多くの人々を大雨や台風などによる危機にさらし、命を奪う人災だと言わざるを得ません。

地球温暖化を止めることが人の命や財産、暮らしを守ることであり、自然環境や絶滅の危機にある動物を守ることにつながります。そのために、再生可能エネルギーたる風力発電は有効で必要なものです。米沢市内において風力発電による再生可能エネルギーをつくることは、それを利用する米沢市民が脱炭素に貢献するということでもあります。

風力発電所は米沢市民にとって必要な施設です。

以上のことから、請願第５号に反対します。

○相田克平議長 以上で、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

民生常任委員長報告中、異議のありました議第104号、議第117号及び請願第５号の議案２件、請願１件を除く、議第103号及び議第105号の議案２件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。

よって、議第103号及び議第105号の議案２件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第104号、議第117号及び請願第５号の議案２件、請願１件について、順次起立により採決いたします。

初めに、議第104号について採決いたします。

議第104号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第104号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長 起立多数であります。

よって、議第104号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第117号について採決いたします。

議第117号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第117号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長 起立多数であります。

よって、議第117号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、請願第5号について採決いたします。

請願第5号に対する委員長報告は、賛成多数で採択であります。

お諮りいたします。

請願第5号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長 起立多数であります。

よって、請願第5号は採択することに決まりました。

ここで、会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前11時20分 休 憩

午前11時30分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に進みます。

日程第21 議第106号財産（ロータリ
除雪車）の取得について外3
件

○相田克平議長 次に、日程第21、議第106号財産（ロ

ータリ除雪車）の取得についてから日程第24、議第109号市道路線の認定についてまでの議案4件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長 8 番影澤政夫議員。

〔産業建設常任委員長 8 番影澤政夫議員登壇〕

○8 番（影澤政夫議員） 御報告申し上げます。

去る8月30日の本会議において当委員会に付託されました案件は議案4件であります。

当委員会は、議会日程に従い、19日の午前9時から委員会室において、全委員出席の下、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

また、市道路線として認定しようとする箇所について、審査に先立ち現地調査を行いました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第106号財産（ロータリ除雪車）の取得についてであります。本案は、現在使用しているロータリ除雪車が老朽化し、除雪作業に支障を来すおそれがあることから、これを更新しようとするものであります。

契約については、指名競争入札による契約とし、2業者による入札を行った結果、山形市大字十文字1128番地1、昭和建機株式会社代表取締役 石川清が5,727万7,000円で落札し、仮契約を締結したので、本契約を締結しようとするものであります。

本案に対し、委員から、今後もロータリ除雪車を含む除雪用建設機械の更新が計画されているが、国や県からの補助金等の充当を見込んだ計画となっているのかとの質疑があり、当局から、国からの交付金や緊急自然災害防止対策事業債等の有利な財源を活用しながら更新計画を進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、今回の入札は参加を辞退した業者が多く、最終的に2者の参加業者の中から昨年度と同じ業者が落札した。他自治体で、業者間

で事前に入札に参加するエリアを決めている事例があったことを踏まえ、本市としてはそのような事態を防止するため、今後の対策はどのように考えているかとの質疑があり、当局から、今後は入札の方法を指名競争入札ではなく一般競争入札にすることも含め、様々検討を進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、現在市が保有している除雪機械は23台とのことだが、今後増やす考えはあるかとの質疑があり、当局から、市が保有する除雪機械を業者に貸し出し除雪していただいたほうが委託料は抑えられるが、現在の早朝除雪等で必要な台数を全て市が保有することは現実的ではないため、まずは現在保有している台数の更新計画を進めながら徐々に増やしていきたいと考えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第107号米沢市道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。本案は、道路の占用に係る占用料を改めようとするものであります。

本案に対し、委員から、道路法施行令が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、本市は条例を改正し令和7年4月1日に施行する予定であるが、上位法の改正から期間が空いた理由は何かとの質疑があり、当局から、道路法施行令の改正を受け、県は条例を改正し、国から1年遅い令和6年4月1日に施行している。コロナ禍や物価高騰による市民への影響を鑑み、本市の条例改正は県の条例改正後としたところであるとの答弁がありました。

また、委員から、工事の工期が条例の施行日をまたぐ場合があると思うが、その際の経過措置は考えているかとの質疑があり、当局から、経過措置は設けず、工事が完了した日をもって道路占用料が発生するという取扱いになるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第108号米沢市都市公園条例の一部改正についてであります。本案は、都市公園の使用に係る使用料の額を改めようとするものであります。

本案に対し、委員から、今回の条例改正による使用料の増額については、市民団体等への影響はあるかとの質疑があり、当局から、今回の条例改正は、主に公園内にある電柱等の使用料に関するものだが、市民団体等が催物などで公園を使用する際にも使用料を徴収しているため、その点で市民団体等への影響もあるとの答弁がありました。

また、委員から、今回の条例改正は市民への影響もあるようだが、周知はどのように行うのかとの質疑があり、当局から、ホームページ等を通じて市民の方々に周知するとともに、現在使用されている団体及び個人の方に向けた周知も行っていくたいとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第109号市道路線の認定についてであります。本案は、一般申請に伴い1路線を、開発行為に伴い1路線をそれぞれ新規認定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、大町四丁目観音寺北線は既存の道路を市道に認定しようとするものであり、整備が完全な状態ではないが、市道に認定されれば市が整備を行う場合もあるのかとの質疑があり、当局から、今後地元の方から整備に関する要望があれば、要望路線の一つとして、市の整備計画の中で対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、市道認定に伴い、冬期間の雪押し場について町内や開発業者の方と調整はしているのかとの質疑があり、当局から、開発行為による申請の場合は開発業者から事前に計画を出してもらい、雪押し場として利用できそうな隣

接地があれば、地権者と事前に調整するようにお願いしている。また、住宅ができれば除排雪協会の設立を働きかけていただくことも併せてお願いしているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案4件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第106号から議第109号までの議案4件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。

よって、議第106号から議第109号までの議案4件は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第25 議第110号令和6年度米沢市一般会計補正予算（第4号）外5件

○相田克平議長 次に、日程第25、議第110号令和6年度米沢市一般会計補正予算（第4号）から日程第30、議第115号令和6年度米沢市下水道事業会計補正予算（第1号）までの議案6件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長20番佐藤弘司議員。

〔予算特別委員長20番佐藤弘司議員登壇〕

○20番（佐藤弘司議員） 御報告申し上げます。

去る8月30日の本会議において、当予算特別委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

当委員会は、議会日程に従い、20日午前10時から議場・委員会室において、全委員出席の下、当局から市長をはじめ、教育長、関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、議案の内容につきましては、市長の説明要旨や事項別明細書等で各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑等の主なものと、その結果を取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、議第110号令和6年度米沢市一般会計補正予算（第4号）の歳出については、補正予算の提案があった款項のほか、事前に発言通告のあった款項についても質疑が行われました。

第2款総務費では、補正のあった款項に関連し、自治体職員の名刺の公費負担について、最近報道がなされているが、本市職員の名刺はどのような運用がなされているのかとして質疑がありました。

また、補正のあった款項に関連し、本市コミュニティセンターの使用料減免について、先日、市長から方針転換の説明があったが、今回の100%使用料減免に関して、根拠となる法律、条例上の運用はどうなっているのかとして質疑がありました。

第4款衛生費では、補正のあった款項に関連し、診療所開設支援補助金に関する問合せ等の状況はどうか。また、年度後半のアクションプランは考えているのかとして質疑がありました。

また、補正のあった款項に関連し、新型コロナウイルスワクチンの予診票の保存期間が、国では5年になっており、自治体によっては5年を延長し長期的に保存するという動きもあるようだが、本市の考えはどうかとして質疑がありました。

さらに、補正のあった款項に関連し、斎場について、火葬後に残った灰を売却し収入を得ている自治体もある。本市においても、収入を増やすことは財政的な課題でもあることから検討・研究を行ってみてはどうかとして質疑がありました。

第7款商工費では、観光客誘致事業の米沢四季のまつり委員会事業費補助金について、500万円の財源として、企業版ふるさと納税を活用し、花火大会への支援を行っていくとのことだが、現在の寄附金額はどのくらいか。また、500万円に達しなかった場合や超えた場合の取扱いはどうなるのかとして質疑がありました。

また、補正のあった款項に関連し、令和6年5月から「好きでも嫌いなあまのじゃく」の上映が始まり、アニメツーリズムについてはどのような状況になっているのか。また、効果はあったのかとして質疑がありました。

事前の発言通告があった第9款消防費では、本市で災害が起きた場合、行政としての補償、支援は限られており、行政負担を抑えるためにも、自助について市民の理解を高める必要があると思う。特にスマホを持っている割合が少ない高齢者には配慮が必要であり、チラシを年数回配布するなどの取組が必要ではないかとして質疑がありました。

事前の発言通告があった第10款教育費では、今年、窪田小学校で児童が3月末に1人転校し、1学年40人となり、それに伴い、通常教室から大きい教室に移ったことで、大きい教室にエアコンが設置されたが、その費用はどのくらいか。また、1学級になり教員の加配があったとのことだが、エアコン設置費用が新たにかかり、加配もあったのであれば、2学級のままだにできなかったのかとして質疑がありました。

また、事前の発言通告により、小学校のプール使用に関して、今年は猛暑の影響により夏季のプール使用は禁止となった小学校もあるようだが、市内の小学校はどのような対応だったのか。また、

子供たちは夏休み中にプールを利用できず非常に残念がっている。子育て支援の一つとして、市営プールの使用料を減免して利用してもらうことはできないかとして質疑がありました。

さらに、事前の発言通告により、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」の改定状況はどうなっているのか。また、アレルギーを持つ子供たちの親の意見はどう取り入れるのかとして質疑がありました。

以上が、議第110号令和6年度米沢市一般会計補正予算（第4号）に対する審査の経過の中でありました質疑の主なものでありますが、議第110号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第111号令和6年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）から議第115号令和6年度米沢市下水道事業会計補正予算（第1号）までの議案5件につきましては、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当予算特別委員会に付託されました議案の審査経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長 ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第110号から議第115号までの議案6件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。

よって、議第110号から議第115号までの議案6件は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第 3 1 発議第 3 号（仮称）栗子山風力発電事業の白紙撤回を求める請願に基づく意見書の提出について

○相田克平議長 次に、日程第31、発議第3号（仮称）栗子山風力発電事業の白紙撤回を求める請願に基づく意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者、1 番佐野洋平議員。

〔1 番佐野洋平議員登壇〕

○1 番（佐野洋平議員） ただいま上程になりました発議第3号（仮称）栗子山風力発電事業の白紙撤回を求める請願に基づく意見書の提出についてであります。本案は、（仮称）栗子山風力発電事業について、事業の実施に向けた事業者による計画及び対応が著しく妥当性を欠くことから、請願者及び本市議会の意見を尊重した対応を求めて、国に対し意見書を提出しようとするものです。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

〔別紙 発議第3号朗読〕

○相田克平議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、発議第3号に対し、

3 番高橋千夏議員から討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

3 番高橋千夏議員。

〔3 番高橋千夏議員登壇〕

○3 番（高橋千夏議員） 発議第3号（仮称）栗子山風力発電事業の白紙撤回を求める請願に基づく意見書の提出について、賛成の立場から討論いたします。

本意見書は、（仮称）栗子山風力発電事業の白紙撤回を求めるものです。本事業は、令和元年7月3日に事業が公表され、現在、環境影響評価手続の準備書の段階にあります。事業計画に対して、専門家による審査会、市長意見、知事意見、環境大臣意見、経済産業大臣勧告がなされる、とても重要な段階となります。

この点、米沢市は、本年5月10日、市民の意見を真摯に受け止め、適切に反映させることができない場合は、本事業について、本市は是認しない可能性があるとし、また同年8月6日には、市民全体に向けての事業説明会の参加者からの質問等に対して、説明が不十分であり、理解醸成が図られるまでには至っていないとしました。さらに、同年8月29日には、本事業の必要性や不可逆性、本市の自然や環境、景観、精神文化との調和、本市への地域裨益などを総合的に熟慮・検討した結果として、当該事業の全面白紙撤回を求めるに至りました。

知事意見では、本年8月26日、谷筋の大規模盛土の土砂崩壊による土石流の発生や対象事業実施区域内に地滑り地形が存在することから、本工事に伴う地滑りの発生など、土砂災害の懸念、さらに対象事業実施区域内は、絶滅が危惧されるイヌワシの飛翔が多数確認され、重要な採食地・狩り場になっており、対象事業実施区域近傍で営巢している蓋然性が高いとして、本事業の取りやめも含め、抜本的な事業計画の見直しを行うこととしました。

環境大臣意見では、本年8月30日、本事業によ

る大規模な土地の改変による水環境、水生生物の生息・生育環境、生態系等への影響の懸念、イヌワシへの重大な影響の懸念、植生自然度の高い群落への影響の懸念などを指摘し、事業実施に当たっての適切な措置を講ずるように求めました。

経済産業大臣勧告では、本年9月19日、本事業計画の今後の検討に当たっては、関係地方公共団体、関係機関等と調整を十分に行い、地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明を行うとともに、修正内容を公表すること。現状計画での土地の改変を最小限に抑制すること。土砂の崩落または流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避し、または極力低減すること。対象事業実施区域及びその周辺はイヌワシなどの重要な鳥類の生息環境となっており、調査が不十分な点が多いことから、透明性及び客観性を確保した上で、本事業によるイヌワシなどへの影響を回避し、または極力低減するためのもろもろの措置を講ずること等々、複数の観点から、環境への累積的な影響に対する考慮に至るまで数々の措置と対応が求められました。

このような意見や勧告の前提には、本事業計画の低水準さや不十分さ、市や市民への対応に対する不適切さや不誠実さが存在するものです。現段階において、本事業を賛成する要素は見当たらず、これを容認するとなれば、本事業計画の無理解と結論ありきの非論理的な独りよがりの判断と言わざるを得ません。

再生可能エネルギーの導入は、カーボンニュートラル・脱炭素化を進めるために重要であることは当然です。しかしながら、生物多様性の損失を阻止し、生態系を保全することも同じように重要です。気候変動対策と生物多様性保全は、どちらも将来世代につながる極めて重要な問題であり、一方の問題解決のために、もう一方を犠牲にすることは本末転倒であり、本質的ではありません。

本事業計画は、風力発電事業の推進を優先するあまり、事業内容にまだ多くの問題を抱えてい

ます。また、米沢市の豊かな自然環境、生物多様性のある生態系への配慮を看過し、その説明責任において、私たち米沢市民の理解と信頼を軽率に扱うものでした。

以上の点を総合的に勘案すれば、（仮称）栗子山風力発電事業の白紙撤回を求める請願に基づく意見書は、合理的なものであり、賛成をいたします。

以上、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、私からの討論といたします。

○相田克平議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長 起立多数であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり決まりました。

.....

日程第32 発議第4号国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について

○相田克平議長 次に、日程第32、発議第4号国による学校給食の無償化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者、2番成澤和音議員。

〔2番成澤和音議員登壇〕

○2番（成澤和音議員） ただいま上程になりました発議第4号国による学校給食の無償化を求める意見書の提出についてであります。本案は、子育て支援や義務教育の無償化の観点から、全ての市町村で学校給食の無償化を実施できるよう、国に財政支援等を求め、意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

〔別紙 発議第4号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○相田克平議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第33 発議第5号米沢市議会基本条例の一部改正について外2件

○相田克平議長 次に、日程第33、発議第5号米沢市議会基本条例の一部改正についてから日程第35、発議第7号米沢市議会会議規則の一部改正についてまでの議案3件は議事の都合により一括議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者、23番齋藤千恵子議員。

〔23番齋藤千恵子議員登壇〕

○23番（齋藤千恵子議員） ただいま上程になりました発議第5号米沢市議会基本条例の一部改正について、発議第6号米沢市議会委員会条例の一部改正について及び発議第7号米沢市議会会議規則の一部改正についてであります。これらの案は、陳情の取扱いについて、これまで内容が請願に適合する陳情は請願と同様に取り扱うとしていた規定を改め、陳情は、その写しを議員に配付する取扱いとすることに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○相田克平議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第5号から発議第7号までの議案3件を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。

よって、発議第5号から発議第7号までの議案3件は原案のとおり決まりました。

.....

日程第36 議員派遣について

○相田克平議長 次に、日程第36、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、会議規則第167条第1項の規定により、配付しておりますとおり決定いたしますので、御了承願います。

.....

市長挨拶

○相田克平議長 以上で本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 市議会9月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る8月30日に招集いたしました本定例会は、本日、全日程を終了いたしました。29日間にわたる会期中、令和5年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の各決算、補正予算など、数多くの案件について、終始真剣な御審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の予算編成や市政執行において生かしていきたいと考えております。

また、令和5年度米沢市立病院事業会計決算について不認定という御判断がなされましたことを大変重く受け止め、今後、法令を遵守し適切な運用となるよう指導を徹底してまいります。

さて、令和5年度決算を踏まえまして本市の財

政状況を申し上げますと、最終的な実質単年度収支については10億円の黒字となり、4年連続の黒字となりました。

また、経常収支比率については、普通交付税の増額などにより、前年度より1.4ポイント改善しましたが、企業会計を含めた全会計の地方債の年度末現在高は増加していることから、引き続き状況を注視してまいります。

健全な財政を堅持することは財政運営の大原則であります。また、「好循環の米沢」を実現するために必要な事業については、効果的かつ着実に実施できるよう引き続き努めてまいります。

なお、本市の経済対策や自然災害対応などにより、場合によっては緊急の予算措置等の対応が必要となることも考えられますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、この夏もこれまでにない酷暑となりました。議員各位におかれましては、今後とも御自愛いただきますとともに、御健勝をお祈り申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

.....

閉 会

○相田克平議長 これをもちまして令和6年9月定例会を閉会いたします。

午後 0時16分 閉 会